

第 5 号 議 案

令和 8 年 7 月 2 8 日

府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部改正について

府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立体育場管理運営規則及び選挙運動のためにする個人演説会等の施設の
の公営のために納付すべき費用の額を定める規則の一部を改正する規則

(府中町立体育場管理運営規則の一部改正)

第1条 府中町立体育場管理運営規則（平成12年教委規則第7号）の一部を次のように
改正する。

別表府中町立体育場運動場の項及び府中町立体育場体育館の項を削る。

(選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める
規則の一部改正)

第2条 選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を
定める規則（平成9年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

町立体育場体育館	612.00	府中町立体育場の設置及び管理 条例（平成12年条例第28 号）第12条の定める額とす る。
町立南体育場体育館	685.00	

」を

「

町立南体育場体育館	685.00	府中町立体育場の設置及び管理 条例（平成12年条例第28 号）第12条の定める額とす る。
-----------	--------	--

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1条による改正

府中町立体育場管理運営規則新旧対照表

現 行		改 正 後	
本則・附則 [略] 別表（第7条関係）		本則・附則 [略] 別表（第7条関係）	
区分	使用料（1時間当たり）	区分	使用料（1時間当たり）
府中町立体育場 運動場	5 1 0 円	府中町立南体育 場体育館	3 1 0 円
府中町立体育場 体育館	1 0 0 円		
府中町立南体育 場体育館	3 1 0 円		

第2条による改正

選挙運動のためにする個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を定める

規則新旧対照表

現 行			改 正 後		
第 1 項 [略]			第 1 項 [略]		
演説会場施設 の名称	面積（平方メー トル）	納付すべき 費用額	演説会場施設 の名称	面積（平方メー トル）	納付すべき 費用額
[略]			[略]		
府中緑ヶ丘 中学校体育 館	1 2 6 3 . 4 1		府中緑ヶ丘 中学校体育 館	1 2 6 3 . 4 1	
町立体育場 体育館	6 1 2 . 0 0	府中町立体 育場の設置 及び管理条 例（平成 1 2 年条例第 2 8 号）第			
町立南体育 場体育館	6 8 5 . 0 0				

現 行			改 正 後		
		12条の定める額とする。	町立南体育 場体育館	685.00	府中町立体育場の設置及び管理条例（平成12年条例第28号）第12条の定める額とする。
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ研修室	87.12	府中町生涯学習センター条例（平成19年条例第9号）第10条の定める額とする。	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ研修室	87.12	府中町生涯学習センター条例（平成19年条例第9号）第10条の定める額とする。